9　「所得税額等の還付金額（52）＋（54）」の欄は、仮決算による中間申告をする場合において、法第144条の11（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとするときは、次に掲げる金額の合計額を記載すること。

(1)　「所得税の額（22）」の金額、「控除しきれなかった金額（26）－（51）」の金額又は法第141条第1号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る別表七（一）「12の③」の金額のうち、いずれか少ない金額

(2)　「所得税の額（48）」の金額、「控除しきれなかった金額（54）」の金額又は法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得若しくは同条第2号に定める国内源泉所得に係る別表七（一）「12の③」の金額のうち、いずれか少ない金額

別表六(十七)の記載要領第五号(1)及び別表六の二(十四)の記載要領第五号中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

別表七(一)の表中

法人名		災害損失

を

法人名	（　　）

に、

災害損失

を

損失金(13)

に、

繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と(12の③)のうち少ない金額）

を

繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と(12の③)のうち少ない金額）

に改め、同表の記載要領第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「、法第78条（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限る。第4号において同じ。）若しくは法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合に記載し、又は連結親法人が法第81条の29（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による連結中間申告をする場合に限る。第4号において同じ。）若しくは法第81条の31第5項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中」を加え、同第四号を次のように改める。

4　「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、次に掲げる場合に記載し、その明細を別紙に記載して添付すること。なお、(2)に掲げる場合にあっては、「当期の欠損金額（別表四「47の①」）（6）」及び「繰越控除等の対象となる損失の額（13）」の各欄は、記載を要しない。

(1)　法第58条第1項に規定する災害による損失若しくは震災特例法第16条の3第1項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に規定する震災関連原状回復費用に係る損失が生じた場合、法第78条の規定による還付を受けようとする場合又は法第80条第5項において準用する同条第1項の規定による還付の請求をする場合

(2)　法第81条の29の規定による還付を受けようとする場合又は法第81条の31第5項において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合

別表二十一の二中「、特定事業再編投資損失準備金積立額」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の改正規定（「株式交換完全親法人」を「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」に改める部分に限る。）、第三条第一項第二号ハの改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「同条第十二号の十六イ」を「同条第十二号の十七イ」に、「同条第十二号の十七イ」を「同条第十二号の十八イ」に改める部分に限る。）、第三条の二第一項の改正規定（「第十八項第五号及び第二十二項第五号」を「第二十項第五号及び第二十四項第五号」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（「同条第十八項第五号」を「同条第二十項第五号」に改め、「法第二条第十二号の六の六（定義）に規定する」を削る部分及び「第十八項第五号及び第二十二項第五号」を「第二十項第五号及び第二十四項第五号」に改める部分を除く。）、第二十五条の九（見出しを含む。）の改正規定（同条第三項中「消滅した債権の額」の下に「（令第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあっては、同項に規定する交付決議時価額）」を加え、「同項」を「令第百十一条の二第四項」に改める部分を除く。）、第二十六条の九第二号の改正規定、第二十七条の三第六号の改正規定（「適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同条第三号の改正規定、第二十七条の三第六号の改正規定、同条第十一号の改正規定、第三十五条第五号の改正規定（「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、第三十七条の十二第六号の改正規定（「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、第三十七条の十七第五号の改正規定（「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）及び第六十一条の五第一号ニの改正規定（「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）並びに附則第七条の規定　平成二十九年十月一日

二　第二十九条の三第一項の改正規定及び第三十七条の六第一項の改正規定　平成三十年四月一日

（定義に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十九年九月三十日までの間における（前条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条（定義）の規定の適用については、同条中「適格株式分配」、「株式交換等」、「適格株式交換等」とあるのは「適格株式分配」と、「第十二号の十七」とあるのは「第十二号の十五の三」と、「適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等」とあるのは「適格株式分配」とする。

（役員の給与等に関する経過措置）

第三条　施行日から平成二十九年九月三十日までの間にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与に係る新規則第二十二条の三（役員の給与等）の規定の適用については、同条第一項第三号中「株式若しくは新株予約権」とあるのは「株式」と、同号ロ中「特定譲渡制限付株式又は法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権」とあるのは「特定譲渡制限付株式」と、同条第二項第三号中「株式若しくは新株予約権」とあるのは「株式」とする。

（承継譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等に関する経過措置）

第四条　施行日から平成二十九年九月三十日までの間におけるこの新規則第二十五条の九（承継譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等）の規定の適用については、同条第三項中「第百十一条の二第四項」とあるのは、「第百十一条の二第五項」とする。